

「大東亜忍法帖 下」発売中止について

2016年12月に発売を予定していました「大東亜忍法帖 下」（以下「本書」といいます。）の発売中止につきまして、多くの読者さまにご迷惑をおかけし、心よりお詫びいたします。発売中止となりました理由について、皆様にお知らせいたします。

この度、発売中止となりました「大東亜忍法帖」は、「明治時代、山田一風齋と名乗る主人公が12人の剣豪を蘇らせ、天皇暗殺を企てる」という内容の時代伝奇小説です。

時代伝奇小説とは、史実を素材として使用しつつ、そこに「もしもこうだったら」というフィクションを付け加えながらストーリーを展開させていくという小説のジャンルです。史実をフィクションの素材として使用すること自体は、読者の皆様によりストーリーを身近に感じていただくための手法として、小説に限らず、創作の世界で広く行われており、法律上も当然許されている表現行為です。

しかしながら一方で、史実を使用する以上は、実在する人物又はそのご遺族等ご関係者の方の人権を軽視するような表現を使用することは厳に避けなければなりません。つまり、完全なフィクションではなく、史実という現実との関わりを持つ表現物である以上は、小説というジャンルであったとしても、その表現が現実社会のルールから逸脱しないように配慮するのが、出版社ひいては著者の最低限の義務だと当社では考えております。

当社が発売中止の判断に至ったのは、荒山徹氏が執筆された本書の原稿の内容のうち、読者が史実と認識する可能性が高い部分において、史実とは異なる事実が書かれており、これによって特定人の名誉が棄損されるおそれがあると考えたためです。

具体的には、本書のストーリーの重要部分において、登場人物の関係者であることを示唆する形で、明治時代に実在した幸徳秋水氏が描かれ、その幸徳秋水氏に関する説明として、「天皇の爆殺をくわだて、刑法第七三条の大逆罪により死刑判決をうけ、明治四十四年一月に刑が執行された」との記述がされておりました。幸徳秋水氏は確かに死刑によって死亡していますが、現在は冤罪であるというのが定説となっております。したがって、あたかも史実かのような表現をもって「(冤罪の被害者である幸徳秋水氏が)天皇の爆殺をくわだて」た、と記述することは、読者の方々に誤解を与えるばかりか、虚偽の事実を摘示することにより死者である幸徳秋水氏の名誉を棄損したと判断される恐れが高く、また、現在もご存命でいらっしゃる遺族の方々自身の名誉をも棄損する可能性が十分にあります(刑法230条第1項及び第2項並びに民法709条)。仮に法律的な点を置いたとしても、遺族の方々のお気持ちを考えれば、社会通念上も原稿通りに出すことは難しいと判断せざるを得ないものです。

既に上巻も刊行されていることから、読者の皆様の期待を裏切らないように何としても発売中止を避けるべく、当社では、この決定にいたる前に、著者である荒山徹氏に対し、幸徳秋水氏が登場人物の関係者であるという設定そのものを変更するか、当該事件が、現在は冤罪が定説となっていることを読者にも分かるよう、修正・追記していただくように、重ねてお願いしました。しかしながら、記述を追加することは「物語としてのときめきがなくなる」(荒山氏よりの書簡・原文まま)という理由から、最後までご同意いただくことができませんでした。

当社としては発売中止という最後の手段を避けるべく、努力を重ねて参りましたが、それでも上記記述が変わらない以上は、出版社の責任として、個人の人権を侵害するおそれのある内容を含む書籍を、それと知りながら発行することはできません。したがって、苦渋の決断ではございましたが、このような判断に至った次第です。読者の皆様には何卒ご理解いただけますと幸甚に存じます。

上巻をご購入いただいた皆様、また本書の刊行を楽しみしてくださっているすべての皆様には、この場を借りて、改めて深くお詫びいたします。今後も良質の書籍を皆様にお届けすべく、引き続き研鑽に励んでまいります。

以上

2016.12.5
創土社 酒井武史